



## 損金の額の範囲

### ～決定処分の後になって証拠として提出された追加経費～

この事件は、審査請求人X社が法人税等の確定申告書を提出しなかったところ、原処分庁が、X社の代表者等の名義の建物の賃貸により生じた所得に係る法人税等の決定処分等を行ったのに対し、X社が、法人税決定処分の各通知書の理由提示に不備があり、また、原処分において損金の額として認められた経費とは別に損金算入されるべき経費があるとして、原処分の全部の取消しを求めたという事案です（平成28年11月7日非公開裁決、一部取消し、棄却、TAINSコード F0-2-689）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

#### 1. 事案の概要

この事件は、審査請求人X社が法人税等の確定申告書を提出しなかったところ、原処分庁が、X社の代表者等の名義の建物の賃貸により生じた所得に係る法人税等の決定処分等を行ったのに対し、X社が、法人税決定処分の各通知書の理由提示に不備があり、また、原処分において損金の額として認められた経費とは別に損金の額に算入されるべき経費があるとして、原処分の全部の取消しを求めたという事案です。

本件法人税各決定通知書に記載された決定の理由は、どのような事実関係に基づき、どのような法規を適用して、この処分がされたのかを処分の相手方においてその提示内容自体から了知し得るものといえることから、行政手続法第14条第1項に規定する理由の提示として不備はないというべきである。

X社は、本審査請求に至って初めて、追加経費の額が損金の額に算入されるべきであると主張をするところ、平成28年2月23日、当審判所に対して、追加経費を支出した証拠として、34件の支出に係る領収証等、請求書等及び現金自動預払機の利用明細等を提出した。

これらの追加経費のうち、○○工事代金等の各支出については、各物件を管理する上で必要な修繕に係る支出として、請求人の業務における関連性があり、業務の遂行上必要な支出であると認められることから、各支出の合計金額350,160円は、平成24年3月期の損金の額に算入される。

一方、上記を除く領収証等のうち、領収証等の宛名が請求人以外のもの、請求人の代表社員個人名のもの、宛名が請求人宛であっても、その決済が、請求人の代表社員の個人名義の預金から支出されているものについては、請求人の支出であると認めることはできず、また、請求人の業務に関連する費用であれば、通常、請求人が支出を負担すべきであるところ、請求人の業務との関連性の有無についても明らかではないことから、この支出については、各事業年度の損金の額に算入することはできない。

本件追加経費が損金に該当するということは、請求人が自ら主張するものであり、かつ、請求人が追加経費についての損金該当性を容易に主張・立証できる立場にあることからすれば、請求人において追加経費が単に損金に該当する旨を主張するのみではなく、それが損金に該当することをある程度合理的に推認させるに足りる立証を行わない限り、追加経費の損金該当性を認めることはできない。よって、本件追加経費のうち上記に掲げる支出を除く各支出は、いずれも請求人の損金の額に算入されない。上記のとおり、平成24年3月期の法人税の決定処分は、その一部を取り消すべきである。

（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判14頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。